

『非上場株式の税務』（第1版第1刷）お詫びと訂正

本書の第1版第1刷 pp.94-98 におきまして誤りがありました。謹んでお詫びするとともに下記のように訂正いたします。

株式会社 中央経済社

箇所	誤	正																														
p.94 1 罫 囲 み(2)	$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{みなし配当} - \text{必要経費}$ (取得価額+譲渡費用)	(削除)																														
p.94 1 (1) の 4 行目	(追加)	この非上場株式の譲渡所得は分離課税となります(措法 37 条の 10)。																														
p.94 1 (2)	譲渡する個人が、当該株式の発行法人に対して譲渡する場合には、みなし配当が生じることがあります。つまり、譲渡価額が、発行法人の資本金等の金額を超える場合には、その超える額のうち利益剰余金の部分はみなし配当となります。このみなし配当を除く金額が譲渡所得となり分離課税となります(措法 37 条の 10)。多くの同族会社の場合には、株主が払い込んだ金額は設立時の払込資本金額であり、その後営業活動によって利益の内部留保が積み上げられてきているため税務上の時価が高まっています。その結果、取得価額を超える部分のみなし配当が生じます。 たとえば、1 株 1 万円の払込金額の株式を、発行法人に対して 1 株 1.5 万円の価額で譲渡した時に 1 株当たり 2 千円の利益剰余金が計上されていた場合、この 2 千円はみなし配当金となり、これを超える 3 千円は譲渡所得になります。	譲渡する個人が、当該株式の発行法人に対して譲渡する場合には、みなし配当が生じることがあります。つまり、譲渡価額が、発行法人の資本金等の金額を超える場合には、その超える部分の額はみなし配当となります。多くの同族会社の場合には、株主が払い込んだ金額は設立時の払込資本金額であり、その後営業活動によって利益の内部留保が積み上げられてきているため税務上の時価が高まっています。その結果、資本金等の金額を超える部分のみなし配当が生じます。 たとえば、1 株 1 万円の払込資本金額の株式を、発行法人に対して 1 株 1.5 万円の価額で譲渡した場合、この 1 万円を超える 5 千円はみなし配当金となります。																														
p.95 株式譲渡における課税関係図	(1 株当たりの譲渡価額の内訳)	(1 株当たりの譲渡価額の内訳)																														
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 株の譲渡価額 (@15,000 円)</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; text-align: center;">その他の差額 (評価益等の含み益)</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;">}</td> <td style="width: 20%;">譲渡益</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td>1 株の評価額 (@12,000 円)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">利益剰余金の金額</td> <td style="border-left: 1px solid black;">}</td> <td>みなし配当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 株の払込金額 (@10,000 円)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">資本金等の金額</td> <td style="border-left: 1px solid black;">}</td> <td>資本の払戻し</td> <td></td> </tr> </table>	1 株の譲渡価額 (@15,000 円)	その他の差額 (評価益等の含み益)	}	譲渡益		1 株の評価額 (@12,000 円)	利益剰余金の金額	}	みなし配当		1 株の払込金額 (@10,000 円)	資本金等の金額	}	資本の払戻し		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 株の譲渡価額 (@15,000 円)</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; text-align: center;">その他の差額 (評価益等の含み益)</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;">}</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">利益剰余金の金額</td> <td style="border-left: 1px solid black;">}</td> <td>みなし配当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 株の払込金額 (@10,000 円)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">資本金等の金額</td> <td style="border-left: 1px solid black;">}</td> <td>資本の払戻し</td> <td></td> </tr> </table>	1 株の譲渡価額 (@15,000 円)	その他の差額 (評価益等の含み益)	}				利益剰余金の金額	}	みなし配当		1 株の払込金額 (@10,000 円)	資本金等の金額	}	資本の払戻し	
1 株の譲渡価額 (@15,000 円)	その他の差額 (評価益等の含み益)	}	譲渡益																													
1 株の評価額 (@12,000 円)	利益剰余金の金額	}	みなし配当																													
1 株の払込金額 (@10,000 円)	資本金等の金額	}	資本の払戻し																													
1 株の譲渡価額 (@15,000 円)	その他の差額 (評価益等の含み益)	}																														
	利益剰余金の金額	}	みなし配当																													
1 株の払込金額 (@10,000 円)	資本金等の金額	}	資本の払戻し																													
p.96(2)	当該株式を発行した法人が取得する場合には、自己株式の取得価額として処理しますが、購入代価が資本金等の金額を超える利益積立金部分については、課税上、譲渡株主への「みなし配当」となります。	当該株式を発行した法人が取得する場合には、自己株式の取得価額として処理しますが、購入代価が資本金等の金額を超える部分については、課税上、譲渡株主への「みなし配当」となります。																														
p.96 3	……この株式について税理士に評価してもらったところ、原則的評価方式による評価額は 1 億 8,000	……この株式について税理士に評価してもらったところ、相続時や贈与時の原則的評価方式による																														

<p>事例 4-1</p>	<p>万円（内訳、資本金等の金額 2 千万円、利益剰余金 1 億 3 千万円、その他の評価額 5 千万円、法人税等相当額 2,000 万円）となるのですが、2 人が同族株主であることからその他の評価額（含み益）に対する法人税等相当額の控除が適用できません。所得税基本通達及び法人税基本通達による時価は 2 億円とのことでした。（以下省略）</p>	<p>評価額は 1 億 8,000 万円（内訳、資本金等の金額 2 千万円、利益剰余金 1 億 3 千万円、その他の評価差額 5 千万円、法人税等相当額 2,000 万円）となるのですが、2 人が中心的な同族株主であることからその他の評価差額（含み益）に対する法人税等相当額の控除が適用できません。所得税基本通達(59-6(4))及び法人税基本通達(4-1-6(3))による時価は 2 億円とのことでした。（以下省略）</p>
<p>p.97 譲渡する個人： 甲及び乙には みなし配当及び譲渡所得課税</p>	<p>1. みなし配当の計算 $6.5 \text{ 万円} / \text{株} = 1 \text{ 億} 3 \text{ 千万円} \div 2,000 \text{ 株}$ 甲 $3,900 \text{ 万円} = 6.5 \text{ 万円} \times (2,000 \text{ 株} \times 60\% \times 1/2)$ 乙 $2,600 \text{ 万円} = 6.5 \text{ 万円} \times (2,000 \text{ 株} \times 40\% \times 1/2)$ 2. 譲渡所得の計算 譲渡所得 譲渡価額 取得価額 みなし配当 甲 $1,500 \text{ 万円} = 6,000 \text{ 万円} - 600 \text{ 万円} - 3,900 \text{ 万円}$ 乙 $1,000 \text{ 万円} = 4,000 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円} - 2,600 \text{ 万円}$ 3. 甲の負担となる税額計算（乙は省略） みなし配当に係る源泉徴収税額 $796.38 \text{ 万円} = 3,900 \text{ 万円} \times 20\% \times (1 + 2.1\%)$ 譲渡所得にかかる税額 $300 \text{ 万円} = 1,500 \text{ 万円} \times (15\% + 5\%)$ 復興特別所得税額 $47,250 \text{ 円} = 1,500 \text{ 万円} \times 15\% \times 2.1\%$ (追加)</p>	<p>1. みなし配当の計算 $9 \text{ 万円} / \text{株} = (2 \text{ 億円} - 2 \text{ 千万円}) \div 2,000 \text{ 株}$ 甲 $5,400 \text{ 万円} = 9 \text{ 万円} \times (2,000 \text{ 株} \times 60\% \times 1/2)$ 乙 $3,600 \text{ 万円} = 9 \text{ 万円} \times (2,000 \text{ 株} \times 40\% \times 1/2)$ (削除) 2. 甲の負担となる税額計算 みなし配当に係る源泉徴収税額 $1,102.68 \text{ 万円} = 5,400 \text{ 万円} \times 20\% \times (1 + 2.1\%)$ (削除) 3. 乙の負担となる税額計算 みなし配当に係る源泉徴収税額 $735.12 \text{ 万円} = 3,600 \text{ 万円} \times 20\% \times (1 + 2.1\%)$</p>
<p>p.97 本文 4 行目</p>	<p>……この甲及び乙の H 社株式を発行会社の H 社に 1 億円で譲渡するというのですから、著しく低い価額による譲渡あるいは無償譲渡には当たりませんので、原則的評価方式による評価額が適用されると考えられます。（以下略）</p>	<p>……この甲及び乙の H 社株式の半分を発行会社の H 社に 1 億円で譲渡するというのですから、著しく低い価額による譲渡あるいは無償譲渡には当たりませんので、原則的評価方式による評価額が適用されると考えられます。（以下略）</p>
<p>p.98 本文 4 行目</p>	<p>……自己株式の取得の場合、取得価額のうち利益剰余金に対応する金額はみなし配当となりますので、源泉所得税の徴収が必要になります。</p> <p>甲及び乙に対するみなし配当に対する源泉徴収税額の計算 $1,327.3 \text{ 万円} = (3,900 \text{ 万円} + 2,600 \text{ 万円}) \times 20\% \times (1 + 2.1\%)$</p> <p>法人の会計処理は次のようになります。 (借) 自己株式 10,000 万円 (貸) 現金預金 8,672.7 万円 源泉所得税預り金 1,327.3 万円</p>	<p>……自己株式の取得の場合、取得価額のうち資本金等の金額を超える部分の金額はみなし配当となりますので、源泉所得税の徴収が必要になります。</p> <p>甲及び乙に対するみなし配当に対する源泉徴収税額の計算 $1,837.8 \text{ 万円} = (5,400 \text{ 万円} + 3,600 \text{ 万円}) \times 20\% \times (1 + 2.1\%)$</p> <p>法人の会計処理は次のようになります。 (借) 自己株式 10,000 万円 (貸) 現金預金 8,162.2 万円 源泉所得税預り金 1,837.8 万円</p>